

令和4年

8月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和4年8月定例総会 会議録

1 日 時 令和4年8月12日(金) 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員(25名)

| | | | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 佐藤 浩良 | 委員 | 2番 | 齋藤 均 | 委員 | 3番 | 池田 良之 | 委員 |
| | | | 5番 | 吉高祐二郎 | 委員 | 6番 | 佐藤 利篤 | 委員 |
| 7番 | 五十嵐弘樹 | 委員 | 8番 | 伊藤 正行 | 委員 | 9番 | 伊與田明子 | 委員 |
| 10番 | 五十嵐直太郎 | 委員 | 11番 | 川村 恵実 | 委員 | 12番 | 池田 耕 | 委員 |
| 13番 | 池田 憲一 | 委員 | 14番 | 土田 治夫 | 委員 | 15番 | 佐藤 秀之 | 委員 |
| 16番 | 飯塚 将人 | 委員 | | | | 18番 | 遠田 裕己 | 委員 |
| 19番 | 石川 渡 | 委員 | | | | 21番 | 兼山 宏勝 | 委員 |
| 22番 | 高橋 公基 | 委員 | 23番 | 高橋 義弘 | 委員 | 24番 | 三浦ひとみ | 委員 |
| | | | 26番 | 後藤 保喜 | 委員 | 27番 | 佐々木治人 | 委員 |
| 28番 | 大場 重樹 | 委員 | 29番 | 荘司太一郎 | 委員 | | | |

4 欠席委員(4名)

| | | | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|-----|-------|----|
| 4番 | 阿部 香美 | 委員 | 17番 | 佐藤 良 | 委員 | 20番 | 佐藤 耕造 | 委員 |
| 25番 | 尾形 大介 | 委員 | | | | | | |

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
主事 土田智世
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
5. 農地法第3条の規定による許可の錯誤訂正について

7 議 事

議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第39号 農用地利用集積計画について
議第40号 各証明願いについて

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

ただいまから、令和4年8月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たり、五十嵐直太郎会長よりご挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。
総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により会長が務めるとなっております。
それでは、五十嵐会長、よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員は、4番、阿部香美委員、17番、佐藤良委員、20番、佐藤耕造委員、25番、尾形大介委員の4名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。
議事録署名委員に、6番、佐藤利篤委員、7番、五十嵐弘樹委員の両名にお願いいたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長 最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について11件、2、農地法第5条届出書の受理について4件、3、地目変更登記に係る照会に対する回答について2件、4、農地法第18条第6項の規定による通知受理について1件、5、農地法第3条の規定による許可の錯誤訂正について1件、以上19件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第38号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第38号 農地法第3条の規定による許可申請については、3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、8ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田47番、十里塚の畑1筆、その他所有権移転です。

別添資料をご覧ください。

10アール当たりの単価が91万4,700円で、総額で38万3,050円となっております。

続きまして、酒田48番、大豊田の畑1筆、相手方の要望、所有権移転、贈与となっております。

続きまして、酒田49番、宮野浦の登記簿地目、原野、山林2筆につきまして、相手方の要望、賃貸借権の設定となっております。10アール当たりの賃料のほうは5,000円となっております。現況地目につきましては、畑となっております。契約期間は5年となっております。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○7番 五十嵐弘樹委員

7番、五十嵐です。

議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったと報告します。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

○26番 後藤保喜委員

26番、後藤保喜です。

酒田47番についてお伺いします。

この案件が、なぜ農地法3条申請の案件になったのか、この農地を10アール当たりの単価90万円で所有権移転を行う理由など分かりましたらお伺いしたいと思います。

○五十嵐直太郎 議長
ただいまの質問に対しまして、事務局、お願いいたします。

○安倍農地係長
受け人の〇〇は、3年間前に隣接地を農地法3条により所有権移転しております。10アール当たりの単価も同等額で、今回も価格も含めて双方の合意により農地法3条の申請があったものです。また、〇〇は、約3万7,000㎡の経営農がありますが、現況として自己保全管理農地も多いことから、全部効率活用が要件である旨を申し上げております。今後の経営につきまして、梅、サツマイモ、栗、花、柿等を作付するという事で聞いております。

○五十嵐直太郎 議長
ただいまの説明に関しまして、後藤保喜委員、よろしいですか。

○26番 後藤保喜委員
はい。

○五十嵐直太郎 議長 そのほか、何かご質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ご質問なければ、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第38号については許可決定といたします。

◎議第39号 農用地利用集積計画について

○五十嵐直太郎 議長
続きまして、議第39号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長
議第39号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転1件、(2)所有権の移転、同時設定の特例1件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長
それでは、農用地利用集積計画について。
9ページをご覧ください。
今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認していただいております。

それでは、1、一般事業、(1) 所有権移転、公告予定日は令和4年8月17日となっております。上田1番、吉田の畑1筆、10アール当たり35万円、総額6万5,800円となっております。移転の時期、支払い時期は共に令和4年8月26日となっております。譲受人の方はあっせん登録者となっております。

続きまして、1、一般事業、(2) 所有権移転の同時設定の特例について、よろしく申し上げます。

○八幡総合支所 後藤事務員

(2) 所有権の移転、同時設定の特例になります。

八幡1番、所有権の移転につきましては、先ほど解約の案件で出てきた土地ですけれども、北仁田の〇〇から北仁田の〇〇へ。対価は10アール当たり45万円で、移転時期、支払い時期は、いずれも8月29日です。

下段は、同じ番号で、〇〇から株式会社〇〇、代表取締役〇〇への貸借権の設定になります。賃借料は1万1,000円で10年間、令和4年8月29日から14年8月28日までです。

以上、農用地集積計画については、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議申し上げます。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○7番 五十嵐弘樹委員

7番、五十嵐です。

議第39号 農用地集積計画についてですが、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

質問ないようですので、質疑を打ち切ります。

議第39号 農用地利用集積計画について計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第39号については計画決定といたします。

◎議第40号 各証明願いについて

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第40号 各証明願いについてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第40号 各証明願いについては、1件の証明願がありましたので、交付の可否を決定しようとするものであります。

詳細について、担当が説明いたします。

○安倍農地係長

10ページをご覧ください。

この案件では、農地の相続に係る税金の納税猶予を継続申請する際に必要となる証明書の交付願があったことにより、その可否についてご審議いただくものです。

納税猶予を受けている方は、3年ごとに税務署へ猶予継続の手続を行う必要があります。その手続には、農業委員会が発行する証明書の添付が必要となるため、3年ごとに、引き続き農業経営を行っているかどうかについて審議し、証明書を交付するものです。

それでは、酒田3番、願い出人は亀ヶ崎の〇〇です。対象農地は、亀ヶ崎3丁目の畑1筆、1,520平米です。平成30年8月17日に相続が発生して、令和元年に相続税の納税猶予の適用を受けたものです。

経営面積は、記載のとおり12万3,874平米となっております。要件であります、引き続き農業を営んでいること、適用農地等の売渡し、貸付け、転用または耕作の放棄がないことは確認しておりますが、詳しい経営状況につきましては、後ほど地元農業委員よりご説明いただきたいと思います。説明は以上です。よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○7番 五十嵐弘樹委員

7番、五十嵐です。

議第40号 各証明願いについては、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、交付することに問題はなしとの意見の取りまとめを行っております。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前に、農業経営状況の確認をいたします。

酒田3番について、地元農業委員から状況報告を願います。

兼山宏勝委員、お願いいたします。

○21番 兼山宏勝委員

21番、兼山です。

〇〇は、現在45歳の専業農家です。平成18年に就農し、平成30年に父親が亡くなりまして、相続並びに経営移譲しております。経営内容は、水稻、ネギ、キャベツ、アスパラガスなどを作付しております。現在、アルバイト2名を雇用しております。一時期、体調不良で入院したこともありましたけれども、現在は回復して地域の重要な担い手となっております。

以上です。よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

質問ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第40号 各証明願いについて、証明書を交付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第40号 各証明願いについては交付決定といたします。

以上をもちまして、令和4年8月定例総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前10時15分 閉会)